

令和2年度第2回鴨川市地域福祉推進会議（鴨川市健康づくり推進協議会と合同会議）

日時 令和2年10月19日（月） 午後1時から午後2時45分

場所 ふれあいセンター 2階 コミュニティホール

【出席者】

（委員）

石井 一巳 榎本 豊 井田 眞一 鈴木 助市 鎌田 麻子 高橋 和夫 遠坂 貴志

【欠席者】

なし

【関係者】

（鴨川市健康づくり推進協議会）村永信吾会長、川崎淳 委員、丸山祝子 委員、宮本利子 委員、
松本幸雄 委員、山下洋介 委員

【事務局】

鴨川市	亀田郁夫 市長
健康福祉部	牛村隆一 部長
市民生活課	長幡祐自 課長
学校教育課	三浦徹 課長
子ども支援課	石井利彦 課長
鴨川地域保健センター	児玉一世 副センター長
社会福祉協議会	羽田幸弘 事務局長、高橋徹 事務局主任
福祉課	鈴木幸雄 課長、渡辺賢次 課長補佐、 星野誠 地域ささえあい係長、小池奈緒美
健康推進課	角田守 課長、高橋昭彦 課長補佐、山口文子 課長補佐、 福祉総合相談センター 田中和代 主任保健師、 濱崎圭一 主任社会福祉士
ジャパンインターナショナル総合研究所	保健予防係 平川健司 係長、山口恵子 保健師長、 野村浩子 主任保健師、高橋由希子 主任保健師、 笹子洋子 保健師、田中有里 保健師、吉野礼華 保健師、 鎌田智佳子 主査、花野成美 保健師、飯塚大斗 主事、 山本理恵 管理栄養士

山下、佐藤

【傍聴者】 なし

<次 第>

1 開 会

- 2 挨拶
- 3 委員等紹介
- 4 進行役議長及び会議録署名人の選出
- 5 議 件
 - (1) 団体アンケート 中間報告
 - (2) 第2期健康福祉推進計画の実施状況について
 - (3) 第3期健康福祉推進計画骨子(案)について
- 6 その他
- 7 閉 会

1. 開 会

事務局 : ただ今より、第2回鴨川市地域福祉推進会議及び2回鴨川市健康づくり推進協議会を始めます。

2. 挨拶

事務局 : 市長からご挨拶を申し上げます。

亀田市長 : 本日はご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日は、第3期健康福祉推進計画についてご協議いただくため、合同会議とさせていただきます。誰もが健やかに過ごすためには、健康面と生活面の両面から支える環境づくりが不可欠でございます。市では、健康課題や生活課題に対応するため、これまで別々であった健康増進計画と地域福祉計画を一体化し、平成23年度から健康福祉推進計画として策定しております。

今後のスケジュールですが、健康増進と地域福祉、それぞれの分野でご検討いただき合同会議を経て、より実効性のある計画を策定したいと考えております。両委員の皆様方には、お力添えをお願い申し上げます。

この後、各地域団体へのアンケート結果や第2期健康福祉推進計画の実施状況についての報告と、次期計画に盛り込むべき施策について説明しますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。

3. 委員等紹介

< 地域福祉推進会議及び健康づくり推進協議会委員紹介 >

4. 進行役議長及び会議録署名人

事務局 : 3点ほどお話をさせていただきます。資料の両面刷りの「鴨川市附属機関設置条例」をご覧ください。本日の会議については、両委員会一堂に会して行います合同会議の部分と、それぞれの委員会でご審議いただく2部構成の会議となります。この会議については、附属機関の設置条例に基づき進めさせていただきますが、条例では2つの会議はそれぞれ独立して設置されております。よってそれぞれの会長が議長をお務めいただくこととなりますが、便宜上、これから行う合同会議につきましては、地域福祉推進会議の榎本委員長に

進行をお願いしたいと考えています。

2点目は、会議録署名人は両附属機関の長に指名いただきたいと存じます。

榎本委員長：地域福祉推進会議は、鈴木助市委員を議事録署名人に指名します。よろしく申し上げます。

村永会長：健康づくり推進協議会は、川崎淳委員を議事録署名人に指名します。よろしく申し上げます。

事務局：後日、議事録の確認に伺いますのでお願いいたします。

3点目は、本日の流れについて説明します。合同会議では、議件の説明をいたしますので、その後の会議の場にてご審議いただきたいと存じます。

それでは榎本委員長申し上げます。

5. 議 件

(1) 団体アンケート 中間報告

榎本委員長：これより議事に入ります。始めに、関連がある議件の(1)～(3)を議題とします。

<事務局より資料3に基づき説明>

事務局(山口)：第3期健康福祉推進計画策定のため、健康福祉関係団体にアンケート調査を実施しました。本来は座談会などでご意見を伺うところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、アンケート調査を実施しています。調査にご協力いただき御礼申し上げます。団体の分野ごとの集計や記述式回答の結果をまとめる、10団体程度のインタビューを予定しています。なお、市内134の団体にアンケートを配布し116件の回答、回収率は85.6%となっております。

2ページをお開きください。組織形態をみますと、ボランティア・福祉関連団体が56.9%であり、会員数は200人未満、活動年数は20年未満が半数弱となっております。

3ページを見ていただきますと団体は、鴨川地区、天津地区が多く、会員は60、70歳代が多い状況です。

4ページですが、活動分野は、高齢者支援が58.6%、健康づくりが43.1%の分野が多く、運動や栄養などの健康づくりに取り組み、定期的に活動している団体が多いようです。

5ページですが、活動情報の発信は、メンバーによる口コミが最も多く、イベント等の共催で団体同士の交流を図る団体もありました。

6ページですが、課題や困りごとは、「新たな会員の確保」「リーダーや役員のなり手がいない」「会員減少や高齢化」の順に多くなっています。

7ページですが、新型コロナウイルス感染症の影響は、イベントや行事の中止、活動休止、活動再開のめどが立たないなど、影響が出ています。災害時の個人情報の提供については「必要に応じて活用したい」「積極的に活用したい」といった意見が多く寄せられています。

8ページですが、市・社会福祉協議会に対する要望として、「必要な情報の提供」が多

く、次いで「財政的な支援」となっています。また、「会員募集」や「活動場所の提供」「リーダーの育成」などの意見も多くありました。

9 ページでは、健康分野で力を入れてほしいことは「介護予防教室」の開催や専門職による相談、地域での健康づくりとなっています。

10 ページでは、団体が感じている課題としては「災害時の避難など防災対策が不安」と感じている人が 7 割以上を占め、「世代間交流の減少」「移動手段」「空き屋や獣害等の生活環境」の順になっています。

11 ページですが、課題を抱える家庭は、「わからない」という回答が約半数でしたが、「判断能力が不十分」「引きこもり」「ゴミ屋敷」「8050 世帯」など把握していることがわかります。

12 ページでは、金銭管理支援の認知度は、「成年後見制度」が 6 割、「日常生活自立支援制度」が 4 割以上、市民後見や安房地域権利擁護推進センター等の認知度は 3 割以上となっています。

13 ページですが、課題につきましては、「高齢化や新たな人材不足」が 7 割と多く、「担い手の重複」や「リーダーや役員の不足」「男性が少ない」といった順でした。

最後に 14 ページでは、必要なこととして、「災害時の避難体制の整備」、次いで「公共交通の整備」「健康や医療の環境づくり」「支援体制の整備」「空き家対策や道路整備」となっています。詳細は資料をご参照下さい。ご意見を計画に反映させていただく予定です。

<質疑なし>

(2) 第 2 期健康福祉推進計画の実施状況について

榎本委員長：次は議件の(2)を議題とします。

<事務局より資料 2 に基づき説明>

事務局(渡邊)：この資料は、地域福祉計画の進捗状況についてまとめています。地域福祉計画の中で、施策を市の関連事業 148 項目に分け、評価指標を設定した 115 項目を評価しています。

地域福祉の推進は数値で測れるものでなく、傾向を把握するためにお示しするものです。資料の 1 ページに示してありますが、数値で把握できるものを「◎：目標値を達成しているもの」「↑：目標値は達成していない・または設定がないが、堅調に推移しているもの」「－：数値の変化があまり見られないもの」「↓：現況値に対し進捗が思わしくないもの」と評価をさせていただきまして数値に表しています。

地域福祉計画内、第 2 章「基本的施策の展開」を 4 つに分け、施策の展開について内容を数値化して示しています。それぞれの第 1 節から第 4 節まで、1 ページ目から 1 「誰もが主役(1) 福祉意識の醸成」ということでページ数が記載されており、現行計画 108 ページということになります。

2 点ほど訂正しますが、6 ページ目に(2)「自治組織の強化」項目であります。上の段の表となりますが、“回覧板が回る地域組織づくりの推進”の H30・R1 が空欄ですが、自治組織の加入率、H26 年度策定時が 61.9%、H28 年度の 61.8%、H29 年度 60.3%、H30 年度 59.0%、R1 年度が 58.0%となります。

そして 2 点目ですが、8 ページ目に「3 節 1. 生活のしづらさを軽減」127 ページと一

致している項目がありますが、重度障害児者が利用した福祉タクシー料金の助成を数値で評価しており、令和元年度の※印の実績が1,881件／年間となっています。※印は令和元年度に福祉タクシーの制度について内容・枠組変更し数値が変更しています。重度障害者に福祉タクシーの利用料金を助成する制度で、非課税者及び在宅の方に対象者を変更しました。また、腎機能の障害については、福祉タクシーの助成額を増額する見直しをした結果、数値が変更しています。

1ページから17ページまで、計画の年目までの数値をお示していますが、令和元年度は台風の影響、また、コロナの影響が及んでいます。本年が最終年度ですが、今年度の数値に影響を及ぼすと心配をされるところであります。

1ページには115項目分の4つの節、全体と数値の表に表したものがまとめの状態であります。◎として評価をしている項目が115項目中45項目39%。↑堅調に推移しているものが39項目34%、と2項目を合せて73%と概ね高い数値で推移しています。最終年となりますことから、関係課の取り組みに働きかけ連携を図り、地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えています。

<質疑なし>

(3) 第3期健康福祉推進計画骨子(案)について

榎本会長 : 次は議件の(3)を議題とします。

<事務局より資料1に基づき説明>

事務局(渡邊) : この議件3については本計画の「第1部 総論」として位置づけられる部分となります。資料1、目次をご覧ください。

左側ページが「総論」となり、第1章から第3章で構成をされているものです。この後、ご審議いただき事項となり、右側のページ、上が健康増進計画部分、下が地域福祉計画部分となります。

3ページ第1章「計画の策定にあたって」という部分が、3ページで示していますが、本計画の中で計画の背景・趣旨となる大変重要な部分となります。

本市では「健康増進計画」と「地域福祉計画」を一体的にとらえ、平成23年度に「鴨川市健康福祉推進計画」を策定、平成28年度には「第2期計画」と改定を行い、健康福祉施策の推進を図ってきました。

この間、国では、健康増進分野に関しては、社会環境整備の視点が重視された「健康日本21(第二次)」に基づき健康づくりが推進され、健康寿命の延伸が目標とされています。また、自殺対策は「自殺対策基本法」が改正、計画の策定が義務化となり、地域福祉計画との連携が盛り込まれました。

地域福祉分野は、少子高齢化・世帯の少人数化が進む中、生活困窮者やひきこもり、8050問題、ダブルケアなど制度では拾いきれない課題が増え、多様な生活課題を抱える住民への支援、地域住民による地域福祉を推進し、包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現が求められています。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、市民一人ひとりがいつまでも健康で、安心して活躍・生活できるよう、第2期計画と同様に「健康増進計画」と「地域福祉計画」が一

体となった「第3期鴨川市健康福祉推進計画」を策定し、本市の健康・福祉に関する各種施策を総合的に推進する基本となります。

第3期鴨川市健康福祉推進計画は、健康増進計画の中に食育推進計画と自殺予防対策計画を内包し、また、地域福祉計画の中には成年後見制度利用促進基本計画を内包して策定します。また、本計画では、地域福祉計画と運動・連携する「地域福祉活動計画」も一体的に策定します。「地域福祉の推進」を目的とする両計画は、共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら一体で取り組むためです。また、本計画は、市の各福祉関係の計画の上位計画として位置づけされ、第2次総合計画が上位計画という位置づけになります。

事務局（平川）：資料1、10ページからですが、本市における健康福祉の課題ですが、少子高齢化社会が進展し年間500程度が人口減少しております。

12ページですが、人口ピラミッドが記載され、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題として、地域包括ケアシステムの構築が急務ですが、本市においても団塊の世代が75歳を迎えますので、地域包括ケアの構築が求められています。

13ページですが、本市に特徴として、西条地区と東条地区では高齢化率が30%前後未満であるのに対し、周りの長狭地区・江見地区・天津小湊地区は50%となり、高齢化率と逆行し年少人口が低い傾向となります。

14ページは、国県及び近隣の3市町と比較しています。安房3市1町では鴨川市は高齢化率は一番低いですが、南房総市と鋸南町では50%に近い高齢化率です。

15ページですが、これは本市の死亡者数は年々増加傾向であるもの、出生数は年々減少しており、少子高齢化社会の進展が進行していることが伺えます。

16ページは、本市の主要死因としては、悪性新生物、心疾患となっております。こちらの方については県と同様な状況となっております。

18ページですが、子ども・高齢者を取り巻く環境ですが、在園者数は減少しているものの、要介護認定者数や障害手帳保持者はほぼ横ばいで推移しています。その中で増加しているのが、判断能力に不安を抱える方が増加し、認知症などの病気が考えられますので、健康づくりの課題として捉えることが必要です。

22ページとなりますが、市民からみた健康福祉の状況となり、若い世代では生活や家族に対する不安、高齢者では健康に対する不安が多くなっています。比較的若い方でも健康に関心を持ち若年から健康配慮していることが伺えます。

28ページですが、健康福祉施策で満足し重要な項目になりますが、健康診断や健康教育などの保健福祉サービスは満足され、今後重要なものとして、相談ができる窓口や安心して子どもを産み育てられる環境、交通の利便性の確保を求められています。

30ページからは健康福祉を取り巻く環境とし5点ほど掲げております。

1点目として、誰もが元気に活躍するために、若年層から健康づくりへの意識付けや、高齢期における介護予防やフレイル予防など、全世代が健康づくりに取り組むことによる健康寿命の延伸。

2点目の孤立化の進行は、人口減少や核家族化などによる地域コミュニティの衰退による孤立化が加速し、健康課題や子育てなど課題を抱える世帯を早期発見し解決に向けて支

援していくことが重要となります。

3点目としては、ひきこもりや閉じこもりなど、複合的な課題を抱える世帯が増加しています。従来の縦割ではなく、専門職が世帯を丸ごと支援をしていくことが必要です。

4点目としては、新型コロナウイルス感染症や台風災害など、生活スタイルを大きく変えています。新たな生活様式を基本として、健康づくりや地域づくりの在り方などが求められています。

5点目としては、地域で活躍できる体制ですが、アンケート調査では住民と行政により課題解決に向けて取り組みたいとしていますが、地域コミュニティの衰退など地域の多様な主体と地域づくりに取組む事が課題とされています。

榎本委員長：ご意見等ございますか。このあとの会議の中で積極的なご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご意見があれば、お願いいたします。

遠坂委員：確認したい点があります。骨子案の5ページですが、第3期鴨川市健康福祉推進計画を議論していくところですが、上位計画と鴨川市健康福祉推進計画の整合性は庁内で議論されているか。どのように庁内で上位計画との整合を取ろうとされているのかお伺いします。

健康福祉部長：市の総合計画と整合性・調和を図り健康福祉推進計画を策定していくことが基本と捉えております。住民協議会でご意見を頂いており、分科会では子育て・子育、そのほか防災関係や、移動支援などの公共交通の対策、働き方をテーマとしています。総合計画を策定する段階ですので整合性を図り進めていきます。

榎本委員長：32、33ページの基本的な考え方について、事務局に説明していただきたいと思えます。

<事務局より資料1に基づき、第3章健康福祉推進計画の基本的な考え方の説明>

事務局（渡邊）：32ページ、第1節 計画のコンセプトですが、第3期の鴨川市健康福祉推進計画の目標像として、第2期鴨川市健康福祉推進計画から引き継ぎ、目標を「(仮) みんなで取り組もう 1人ひとりが輝く「元気」のまち 鴨川」といたします。

基本となる取り組みについては、それぞれ健康面と福祉面から方向性を示し、健康面からは「健康寿命の延伸を目指した健康づくり・介護予防意識の醸成」として、市民一人ひとりが健康意識を持って、自主的な健康づくり・介護予防を行っていける仕組みづくりに取り組みます。福祉面からは「地域で活躍しながら安心して生活するための支援」として、高齢者・障害のある人・生活困窮者なども含めて、誰もが地域の中で、いきいきと活躍し、健康で自立した生活が送れるよう、ささえあいのある地域づくりに仕組みづくりに取り組みます。

次に33ページ 第2節 計画の方向性です。

左にある「(仮) みんなで取り組もう一人ひとりが輝く「元気」のまち鴨川」の命題を実現するべく、具体的に計画する健康増進計画ならびに地域福祉計画のそれぞれの目標像の基本理念として健康増進計画では、「誰もが健康で、安心、元気になれるまちづくり」、

地域福祉計画では、「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」とします。

次にその計画を進めるための視点についてですが、一つ目は①計画の目標を共有するとして、市民・各種団体・事業者・社会福祉協議会・市が理念を共有し、実現行動に移す。二つ目は②地域が「動きやすい仕組み」として、「地域」が主体的に動きやすくする仕組みをコーディネートすることです。三点目は③支援につなぐ「仕組みをつくる」ことで、地域の中の隣近所・自治組織から様々な健康福祉課題への啓発・予防・サービス提供につなぐ仕組みを構築するための視点とします。

次の 34 ページです。只今遠坂委員の方からもご質問がありましたが、健康福祉推進計画はそもそも鴨川市第二次総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえながら作成することになっています。総合計画は本市の全分野についてを計画を策定しますので、健康福祉分野もその方向性の考えを踏まえながら取り組むものです。第二次総合計画において、「活力あふれる健やかな交流のまち鴨川」となりますので、「市民一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち」というのを繋ぎ、健康福祉計画では、「みんなで取り組もう一人ひとりが「元気」のまち鴨川」となり、健康増進計画、地域福祉計画に詳細に繋ぎながら対応を図るものです。先ほど遠坂委員のご質問のとおり、総合計画との整合性を協議することが必要と感じております。

続いて 35 ページは、第 3 節 自立・共生・公共による健康福祉の推進ですが、「自立」「共生」「公共」は、第二期計画においては「自助」「共助」「公助」の考えと「自立」「共生」「公共」が併記されていましたが、市民が主体となり「協働・連帯」の考えを踏まえ、支援の「ささえ手」と「受け手」を超えて地域づくりに取り組む、地域共生社会の考えをもとに「自立」「共生」「公共」という国の方の考えを取り入れ、計画に位置づけをさせていただきます。

36 ページは「自立」「共生」「公共」の役割分担ですが、「自立」は、自助努力により自立した生活に取り組む「共生」は、誰もがささえあい、安心して生活できる地域づくりを担います。「公共」では、行政や公共的な活動に取り組むNPOや事業者などの団体活動と連携して取り組むという考えです。

37 ページは 6 層の健康福祉圏の設定ですが、身近となります隣近所から地域の自治会等の自治組織、各旧小学校単位の小域圏域、長狭・江見・鴨川の中域圏域、鴨川市全体、安房を含む広域福祉圏域、と徐々に拡大するという考え方となります。第 2 期計画では、広域健康福祉圏域は安房地区を基本としていましたが、大規模災害や道路整備などを考慮して隣接する君津市や勝浦市などと連携を図る考えとしています。

次に 38 ページ、重点的な取り組みですが、①健康福祉の課題に気付く仕組みづくり、②健康福祉の地域づくり③健康福祉のネットワークづくりです。

39 ページにそれぞれの取組がでていますが、①健康福祉の課題に気付く仕組みづくりは、専門職が地域に出向き課題に気付き支援につなげる仕組みづくりをつくるもので、②健康福祉の地域づくりは、隣組や町内会、NPOなどが一体となり、住民の交流や活躍の場など通じて地域づくりを行い、重層的な支援体制の構築を目指すものです。

また、次の③健康福祉のネットワークづくりは、一人を皆で支え、その人の状況に応じた包括的な相談支援体制の充実を目指すものです。以上 3 点が重点的な取り組み項目となります。

続いて第5節 40 ページからは計画の推進体制として、市民やNPO等のボランティア、事業者、社会福祉協議会、市などを想定しています。

41 ページは、庁内における推進体制として市役所内各課、また社会福祉協議会のそれぞれの部門組織等をご紹介します。

続いて 42 ページ、計画の進行管理についてはご覧の表の通りのPDCAのサイクルに基づき、事業の評価、進捗管理を実施しながら取り組むこととしています。

榎本委員長：基本的な考え方について、ご意見等ございますか。それでは、次の個別の会議で審議を賜りたいと思います。

6. その他

・健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について

＜事務局より資料4に基づきの説明＞

事務局（鈴木）：先ほどの説明の中で、目標像、そして基本理念を申し上げました。第二期計画では、「みんなで取り組もう 1人ひとりが輝く「元気な」のまち 鴨川」が現行計画となっています。また、この会議が進んだ中でこの後の総論の部分、そして次回が核の部分それぞれ説明をさせていただく予定です。委員の皆様より、言葉やキーワードなどにご意見も賜ればと考えています。第1期から第2期にかけては、「ふれあい輝く」から「1人ひとりが輝く」という表現に、そして基本理念は第1期から第2期に表現を変更しています。

そして、先ほどの骨子案 38 ページで、重点的な取り組みを掲げて計画を推進しているところですが、包括的支援体制は方向性をご理解をいただければと思います。国においては地域住民の複合化した支援ニーズに対応するため、支援体制の構築を市町村の役割としています。地域づくりを進めるにあたり、地域の中で困っている人に気付き、相談体制の充実を図るものです。

本市では市直営の地域包括支援センターを機能拡充して、包括的な相談支援体制を実施するものです。

＜質疑なし＞

事務局：以上をもちまして、第2回鴨川市地域福祉推進会議及び第2回鴨川市健康づくり推進協議会の合同会議を閉会いたします。休憩後に、それぞれ会議を再開させていただきます。

令和2年度第2回鴨川市地域福祉推進会議（単独会議）

日時 令和2年10月19日（月）

午後3時から午後4時15分

場所 ふれあいセンター 2階

コミュニティホール

【出席者】

（委員）

石井 一巳 榎本 豊 井田 眞一 鈴木 助市 鎌田 麻子 高橋 和夫 遠坂 貴志

【欠席者】

なし

【事務局】

子ども支援課 石井利彦 課長

健康福祉部 牛村隆一 部長

福祉課 鈴木幸雄 課長、渡辺賢次 課長補佐

地域ささえあい係 星野誠 係長、小池奈緒美 主事

社会福祉協議会事務局 羽田幸弘 次長、高橋徹 主任

福祉総合相談センター 濱崎圭一 主任社会福祉士

ジャパンインターナショナル総合研究所 佐藤

<次 第>

1 開 会

2 挨 拶

3 議 件

（1）団体アンケート 中間報告

（2）第2期健康福祉推進計画の実施状況について

（3）第3期健康福祉推進計画骨子（案）について

4 その他

5 閉 会

1. 開 会

事務局 : 引き続き、第2回鴨川市地域福祉推進会議を始めます。

2. 挨 拶

事務局 : 榎本委員長からご挨拶賜われます、よろしく申し上げます。

榎本委員長：皆様、お疲れさまでした。引き続きの会議で大変ですが、よろしくお願い申し上げます。

具体的な地域福祉施策の活動内容について、ご提言を頂きます。今、コロナ禍の中で非常に不透明な状況が続いていて、もう1年はかかるだろうと推測されています。地域福祉を推進する意味での、人と人とのつながりが非常に希薄な状況が続きます。計画との整合性ではどういうことがいいのか分かりませんが、コロナ後に、福祉課題が山積して表面化してくると思われますので、その辺も踏まえたご助言を頂ければありがたいと思います。個々の立場で、個々のご意見等を具体的に伺う中で、実のある結果に結びつけていきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 : それでは議件に入ります。設置条例第5条第1項の規定により、委員長が議長になることになっておりますので、議長職を榎本委員長にお願ひし進めてまいりたいと思ひます。榎本委員長、よろしくお願ひします。

榎本委員長 : 議長のを務めさせていただきます。

3. 議 件

(1) 団体アンケート 中間報告

榎本委員長 : 具体的なご提言等があれば非常に助かりますので、よろしくお願ひします。それでは、議件(1)を議題とします。

<事務局より資料3に基づき説明>

事務局(渡邊) : 用います資料は先ほどと同じ資料3団体アンケートの中間報告です。概要につきましては1ページ目にお示ししてあります。前段で第1回会議でお諮りした内容で134団体、回収したのが116件85.6%、多くの貴重なご意見アンケートということでご回答いただきました。アンケートの対象団体の中には委員の皆様がそれぞれ代表を務められて運営されていますお立場で、ご理解ご協力いただけたものが多くあったのかと思ひます。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど内容をかいつまんで中間報告ということで健康推進課事務局の方より説明させていただきます。その数字の部分ですが、特に先の会議でご意見賜ったとおひ回答いただく意見の中には年齢層や団体の構成する層によっては回答いただくご意見等が変ってこようかということでご意見をいただいておりますので、その辺りも今後の集計の中で示していただければということで考えていますので、よろしくお願ひいたします。

そして今後、回答いただいた116団体のうちから、ご協力いただける団体を声かけをさせていただきます。今のところ事務局としては10団体ほどを考えています。インタビューという形でアンケートのやり取りをしたところからまた踏み込んで話を伺って、先の合同会議の中で決めた内容をお示ししたいという考えています。よろしくお願ひします。

榎本委員長 : ただ今の説明について、件数が多くなくても貴重なご意見があると思ひますので、よろしくお願ひします。

石井委員 : 問18の「ボランティアの高齢化、新たな人材がない」に70.7%の声があったという話

ですが、まさにそうなのです。私もボランティアをやっていますが、主基村では、10年前から地域共生社会の実現を目指していて、自治会である区長会を巻き込んで、組織の中まで位置付けをしてやっています。サポーター研修を行って、60人くらいのサポーターが誕生しましたが、10年たってみんな後期高齢者に近い年齢になっています。地区社協のサポーターは、それぞれの自治会で区長が音頭を取ってサポートする形を取っていますので、せっかくなかなかいい形で進んできたのに頓挫しては残念です。ぜひサポーターの研修をお願いします。

井田委員：私は福祉については全くの素人ですが、ボランティアは長くやっています。確かに、新たな人材がいません。福祉の大家の大橋先生の研修で、先生から「ボランティアには定年はない」と言われて、これは困ったと思いましたが、「こういうことをやっているあなたたちの背中を若い人に見せていけば、子どもは背中を見て育つと言われるように、若い人が「なるほどな」というところからボランティアが育っていく」ということを言われました。

恐らく、この「問18」については、我々の仲間が回答した意見の表れではないかと思えます。その辺をどうしたらいいのかということで、てこ入れができる場所があれば、していただければありがたいと思います。

榎本委員長：鈴木委員、老人クラブのボランティアをされているみたいですが、この件についてはどうですか。

鈴木委員：老人会のボランティア活動として、鴨川市全域に花の苗をお届けしています。同時に老人会もそこに参画して、地域の方々と一緒に植え込みなどを育てています。道路沿いや駅の中、公民館など、車で通りを通って花が咲いているのは、老人会と地域の社会福祉協議会の皆さんが協力して植えたのだなと理解していただければと思います。

シルバー人材センターとしては、11月に田原の小学校と幼稚園の大きくなった木の伐採も含めて枝落としと草刈りを予定しています。現地視察をすませて、参加する人を募集し、20人集めて、すぐ実施できるように準備をしています。団体としてのボランティア活動は、そういうことをやっています。

榎本委員長：鎌田委員、何かありますか。

鎌田委員：やはり、後継者、新しい人材がいないということです。資料5ページの「活動情報をどのように発信をしていますか」で、「メンバーなどによる口コミ」が1番高いということは、恐らく、情報の発信の仕方を変えないと新しい人材と結びつかないことの表れではないかと推察しました。

1つ質問ですが、最後のページの「住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、どのようなことが必要だと考えますか」の設問に、「空き家対策」とありますが、この「空き家」とは、誰も住んでいなくて少し手を入れれば住める空き家なのか、それとも壁とか剥がれ落ちて頭上危険みたいな空き家なのか。この「空き家対策」のイメージの空き家、

または鴨川市に多い空き家のタイプは、どのようなものが多いのですか。

事務局（鈴木）：空き家対策は、市外地の方々を鴨川に定住させる取組みとの兼ね合いの関連で、担当部署が、市外からの移住政策と併せて進めています。「空き家」については、こちらに住んでいた方が引っ越すようなパターンから、鴨川市内に住んでいたけれど亡くなり、お子さんは東京のほうなどに住んでいて、結果として空き家になったというタイプの2種類あるようです。空き家の状況を「ふるさと回帰支援センター」が調べて、貸す意向があるかどうか等を確認し、その建物が大丈夫かどうか等を踏まえて契約を進める形で、空き家対策を行っています。

鎌田委員：例えば、移住用や2拠点生活用など、そういった活用をする物件としての空き家ということですね。分かりました。

榎本委員長：高橋委員はいろいろな形でボランティアをされていますが、いかがですか。

高橋委員：資料を読んでいて、なかなか難しいと思いました。私たちは、青少年を育成したり、小中学校ができないようなことをアウトラインでどうするかということをやっていますが、その辺のところから少しずつ植え付けて、困っている人がいるんだよという掘り起こしが必要ではないかと痛切に思いますし、そういうところをどうするかが課題だと思います。

私もアンケートを頂きましたが、私たちの関係する青少年部分は、高齢者のことを存じ上げないところが出てきたりしますので、ポジションごとにできる限り役員で相談して、施策となるような回答を寄せたつもりですけれども、網羅できないところはあると思います。その辺にスポットを当て、細かいところをこのアンケートの中で掘り起こしていただけたらと思います。

また、前回のアンケートで、子育て世代の方が非常に住みにくいという話がありましたが、空き家をどうするか、ボランティアをどう増やすかということももちろんですが、ボランティアがいたり、明るく住みやすい元気のあるまちづくりと言うのであれば、その辺のところを何とかしていかなくてはいけないと痛切に思います。私たち育成会なども、子どもたちをアウトラインから支援するところに力を注いでいかなければいけないと思います。

そのためにも、アンケートでどこをどのようにクロスさせたら、こういう結果が出たところをぜひ教えていただいて、私たちも参考にしていきたいと考えました。

事務局（鈴木）：鴨川は若い人が住みにくいというのは、意見として言われるところです。今、総合計画策定の取り組みでもかもがわ市民会議を開いており、広い世代が参加していますが、福祉課が属している交通部会の中でも、「公共交通は使いにくい」、「東京へ行くにも、君津のターミナルまでは車やバスに乗るけれど、直通と言っても山のほうを回っていく」、「仕事場も少ないことも含めて、若い人には住みづらい地域ではないか」という話を多く頂きました。

会議を通して、若い人が少ないという理由になるような背景、また、都市部のようない

ろいろなものが近くにないので、遠くに行っているいろいろなものを調達しなければいけないということも含めて、若い人には多少住みにくくなってしまっている面があるという皆さんのご意見を聞きました。だからといって、なかなか解決は難しく、良い返事が返しにくいという感じでした。

こういうアンケートを採ると、高齢者の意見が強く反映されがちですが、地域福祉は、全世代の人たちが住みやすくすることが目標になっていますので、若い人の意見も吸い上げて反映していかないと、本当の意味で全世代の人を支援できる計画にならないのではないかと思います。高橋委員のご意見を厳粛に受け止めたいと思います。

榎本委員長：遠坂委員、アンケートについてどうですか。

遠坂委員：問 18 に関するアンケートの対象は、恐らく、社協に登録されていたり、関わりのある団体ということだと思います。私は鴨川に来て 10 数年の移住者ですが、私の周りの移住者はかなりつながりがあって、いろいろユニークな活動をしています。例えば、釜沼の北のエリアで、地域を盛り上げていこうと、中心になっている人物がいます。集落の長老の方たちの生活の知恵を引き継ぎながらその地域を盛り上げて、それが伝播して都市農業交流みたいな形で非常に大きな動きになって、そこに企業が提携するということがあります。

また、今はコロナでイベントができていませんが、金東にある里山デザインファクトリーを拠点にして、いろいろなイベントを月 1 回やっていました。鴨川を含め、安房地域の面白い人たちを呼んで、人物紹介みたいなことをリレーでやるといった面白い活動をやっています。ボランティアとは違いますが、社会活動、市民活動みたいな範囲で広げれば、結構面白い活動があると思います。

このアンケート結果が鴨川の代表性をどこまで持っているかは分かりませんが、これも大きな現状提起だと思いますので、数としては少ないかもしれませんが、そういう中でいい活動をしている所、グッドプラクティスを拾い上げて紹介していくことも、周りの方の刺激になったりするのではないかと思います。

榎本委員長：アンケートについてはよろしいですか。よろしければ、次に移ります。

(2) 第 2 期健康福祉推進計画の実施状況について

榎本委員長：議件(2)を議題とします。

＜事務局より資料 2 に基づき説明＞

事務局(渡邊)：資料 2 実施状況について先ほど申しました他に、さらにお話としては変更点と漏れ落ちてしまった点が若干ありますが、具体的にいくつかの前に、数値として例えば先ほど冒頭で申しましたこの地域福祉の推進についてはこの数値をもって一概に上がった下がったで推し量れるものではないものですがということで、先ほどご案内をさせていただきました。

ただ数値だけではなく、例えば 10 ページをご覧くださいますと、10 ページの地域での見守りの部分(1)として 6 項目、横並びに表であります。一番上の民生委員児童委員の活動に対する支援ということで、市内に民生委員、児童委員、市民児童委員が 78 名とい

う各地域から抜けていただいた皆様にご協力いただいたの民生委員活動を展開していただいているところなのですが、この数字をみていただきますと 78 という数字が並んでいるところなんです。そして令和 2 年も現状維持ということではありますが、進捗状況は◎ということで評価をさせていただいています。数が上がらなければ数字がそのままなのかということではなく、具体的に私は事務局担当していることもあってのお話でもあります。この期間平成 28 年度、昨年度の令和元年度の 2 回、民生委員が一斉に任期が満了して再任かはたまた新任かという一斉改選と言いますが、その改選の機会が出ています。大きく変わる一斉改選が 28 年度令和元年度の 2 回の間で一旦充てるわけなのですが、その間を経ても 78 名という数字、鴨川市の人口と地区割に対して割り出されて認められている定数に対して欠員を出すこと無く、議会の生態性の地域の皆様にご協力ご理解をいただいで民生委員が欠員なく出されているという状況です。よってこういう 78 という横並びに数字が続いている状況ですが、◎ということで評価をさせていただいています。

しかしながら昨年度の中から今年度にかけて、先ほどの説明でも申しましたように、台風そしてコロナの状況で民生委員が月に一度のペースで活動されている顔を合わせる会、連絡会、例会とありますが、そういった活動や独自に展開されている継承活動などもコロナの影響で中止になっているところなんです。そういった個々の活動の指標として表しますと数字としては 75 なのですが、全体の大きな定数の地域の中でも活動としては引き続き活動していただいているので評価が◎ということになります。同じ民生委員の組織団体をひとつ捉えても定数の在り方、そして活動の数的な部分で言いますと、色々評価というのがわかれたり、今回のコロナ禍や去年の台風により地域活動が難しくなっているという部分もあります。

そして先ほど福祉タクシー等のことで制度が大きくその間に変わってしまっていて数値が変わってしまった部分なども今後しっかり判断をしていきたい。

そして第 3 期の策定の際にはこの後にもお示ししますが、枠組みを変えていった中で評価の仕組みがしっかりと出る様に検討していきたいと考えています。また、その際にはいままある形で皆様にお示しした中でご意見いただきたいと思っております。

事務局（鈴木）：こちらの事業の実施状況については、主にそれぞれの市役所における関係各課、全てがこの地域福祉計画に関係するというところで、主にそれぞれの部門の担当課から取組状況について、資料として提出していただきましたが、それとは別に、大きく取り組めたことについて、細かい資料がなくて申し訳ありませんが、説明したいと思っております。

2 ページの「1. 誰もが主役」の「家庭教育の支援」として、教育委員会が家庭教育支援センターを天津支所に設置をして、家庭教育の推進に取り組む形を取ってしまっていて、こちらについても、平成 30 年から実施しています。

3 ページ、権利擁護推進センターの設置について、平成 28 年度から法人後見等の取組みにも推進を図っておりまして、これによって、権利擁護が大きく進むことにつながっていくと感じています。

7 ページ、「介護人材の確保」として、健康推進課の福祉総合相談センターで、介護福祉士を目指して学校等に行かれた方への助成制度を創設しています。今年からということでしたが、今年は申し込み段階で希望がなかったということですが、こういった形で、介

護福祉士の養成をするための受講者への助成に取り組んでいます。

8 ページ、買い物・通院等の交通対策です。こちらの項目の中にはありませんが、平成 30 年度から長狭地区にデマンドタクシーを運行させて、高齢者等の支援に向けた実証実験ということで、取組みを実施しています。

9 ページの「安心して暮らせる生活環境への支援」で、進捗状況未設定として「バリアフリーのまちづくりの推進」がありますが、昨年度、福祉課でユニバーサルマナーの研修会ということで取組みを始めています。本年度は、今までに実施していませんが、障害者等も含めた皆さんでの暮らしづくりを目指して、ユニバーサル講習会ということで、障害者の方等の苦労を一緒に地域の中で生活していくためにということで、講習会の開催等を実施しています。

10 ページの「学童保育の充実」、「学童クラブ等の支援」も社協の取組みで、平成 30 年度から鴨川学童を社協に運営していただいています。現在はさらに、天津、小湊、江見地区等にも展開しています。これも家族、子どもを育てる親の負担の軽減につながられたのではないかと考えています。

12 ページ、(2) の 3 点目、「障害者虐待の相談・支援の推進」について、福祉課で平成 30 年度から、職員体制に精神保健福祉士を配置した相談体制の強化に取り組む、それまでの保健師中心から、保健師と社会福祉士という形での相談体制の実施につなげています。

13 ページ、「生活困窮者の自立支援制度の周知」について、平成 28 年度から、市の福祉総合相談センターの中に設置して生活困窮者自立支援に取り組んでいます。

下のほうに「生活福祉資金制度の活用」ということで、今回、コロナの問題の発生によって、生活に困窮する方が大勢発生しまして、社会福祉協議会のほうで生活困窮者制度をフルに展開していただきました。それにあたって、もう少し使い勝手を良くするために「コロナ特例貸付」を創設し、生活にお困りの方、コロナで失業した人への支援に取り組ましました。

14 ページの一番下、「災害ボランティアセンターの設置」について、昨年度、台風災害の対応として社協で災害ボランティアセンターを設置していただき、被災された方への支援に大きな役割を果たしていただきました。

15 ページ、「津波避難タワーの整備」について、平成 28 年度に小湊に津波避難タワーを設置しました。

その 3 つ下、「避難行動要支援者名簿の充実」について、福祉課で今年、避難行動要支援者で土砂災害警戒区域に該当する人については、個人の情報を地域に公開してもいいかの同意書の発送を行い、提出していただくという対応を図りました。

その下、「避難所における生活環境の整備」について、今年、危機管理課で避難所体制を見直し、乳幼児への授乳や軽度の障害の方等に対応できる福祉スペースという形の部屋を新たに設ける形としました。

その下、「福祉避難所の整備」について、6 施設と協定を結び、本年度それぞれの施設に何人ずつ受け入れられるか等、施設ごとに協議し、台風 14 号に際しては、全施設に開設が可能かどうかを打診の上、事実上開設状態をつくる形を実現させることができました。

先ほどの空き家の関係に取り組んでいたのは、16 ページの上から 2 番目の「ふるさと回帰支援センター」です。「不動産情報の提供」、「空き地空き家見学会の開催」と書いてあ

りますように、移住者対策などに取り組んでおります。

下のほう、「総合相談体制の充実」について、平成30年度に、長狭地区の総合相談センターを国保病院に移すという、身近な取組みにつなげる取組みを進めています。今後、これをさらに強化していくということについては、先ほどの説明のとおりです。

17 ページ、「市立国保病院の充実」について、国保病院の建て替えに着手し、それに向けて進めているということです。

また、「障害児通所支援の推進」について、医療的ケア児の問題も含めて、非常に困っている部分が多いということもあり、市としてその強化、施設が安房地区にできるかどうかということを支援として取り組んでいます。

(1) の一番下、「在宅医療・介護連携の推進」について、国保病院内に医療・介護連携支援室を平成30年に設置して、連携に取り組んでいます。

榎本委員長：実施状況について、何かお気づきの点はありませんか。

鈴木委員：14 ページの「災害ボランティアセンター設置の推進」について、昨年、台風の際は、主基の学校に設置して活動していただき、その状況は非常に良かったと思いますが、例えば小湊、天津など、よその地域の人が主基へ来て、どこの木が倒れているからそこに作業をする人たちを案内してくれというときには、全く道路事情や地域状況が分からず、時間的な無駄を多くつくったということを知っています。

ボランティアセンターは市に1カ所あればいいという考え方もありますが、地域センターを3カ所くらいにつくって連携する。なおかつ、災害援助物資等の箇所も多く確保して、すぐさまそこから対応する。このボランティアのところを考えてもらいたいと思います。

もう1つ、国保病院の話が出ました。地域病院として立派なものができるのはいいことだと思いますが、手直ししてもらいたい部分があります。全部個室ですが、トイレの配置が普通の病院では考えられない設計をしています。家族や見舞い人が来ても使えない。経費がどうかは分かりませんが、使い勝手が一番大切ですし、病院だからなおさらそういうことを重点的に考えてほしいと思います。これは最悪の設計なので、その辺を提言したいと思います。

榎本委員長：他にありませんか。

事務局（鈴木）：災害ボランティアセンターについては、昨年、社会福祉協議会が市から依頼を受けて立ち上げた経緯がありますので、私から説明させていただきます。

分散型ということと、物資などの配分の問題で何箇所か設けるのがよろしいのではないかというご提案を受けました。確かに、災害の規模や状況によってはそういった方法を取るのも一つの考え方であると想定されています。

今回は初めてであり、長期にわたるということ、また非常に人手のいる作業ですので、何カ所も設けるのは実際のところできなかつたのが正直なところです。逆に、皆さんが大なり小なり被害を受けたということで、地域の協力の最初の声掛けが難しかったということです。私も被害を受けているんだ、ハウスを片付けなければいけないなど、いろいろな

ことが実際に起こっていて、基本的には外から来た支援団体、社会福祉協議会の職員等が運営にあたったという経緯がありましたので、1カ所集中型でやらせていただきました。同時に、きちんと道案内ができるように、地域のボランティアさんたちを集めきれなかったという問題がありましたので、その後の反省の中で、今、いろいろ相談をさせていただいているところです。

物資についても、いろいろな所からいろいろな情報を頂きながら配布するという作業を行いました。行き届かなかったという問題があります。社協は地区社協という組織を持っているという一つの大きな強みがありますので、その辺の組織の活用をうまくやりながら、情報収集も含めて取り組んでいきたいと考えています。貴重なご意見、ありがとうございました。今後の活動に活かしたいと思います。

事務局（牛村）：国保病院の建設に携わらせていただいていますので、話をさせていただきます。鈴木委員さんがおっしゃるとおり、鴨川市立国保病院は70床で、現行病院と同じ病床数です。市長の考えで、病院建設を最優先ということで、ここまで進めてきたところです。

その70床は、ある程度重篤な方については観察対応室という形で、個室でない部分もありますけれども、基本は個室対応になっています。各部屋のトイレの在り方は、確かに設計の中ではカーテンであります。そこが、衛生部分と不衛生という部分を十分に配慮するということは、保健所の指導の中できちんと対応してきたと思っています。

今、鈴木委員からお話を頂いたご意見は、ここの議事録にも残ります。しっかりと病院建設のほうにも伝えさせていただきたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

榎本委員長：実施状況について、いかがですか。

遠坂委員：15ページの「災害時の支援体制の整備」に関して、現行の地域福祉計画の139ページ、「災害が起きても安心して避難」というところに「地震や風水害など災害が起こった時に、一人では避難が困難な人たち（避難行動要支援者）の避難支援の体制を作り、いざという時も安心して避難できる地域を目指します」とあります。これが一番上位にあるミッションですけれども、これに対応する評価項目が、15ページの中に見当たりません。

昨年的大型台風襲来時に、私が代理人を務めている1人暮らしのご高齢者の避難に、ものすごくしびれを覚えたという実体験から申し上げていることを踏まえて、我が国含めてどういう動きがあるかという、内閣府が、今年の6月ごろに避難行動要支援者に対する個別支援計画を立案する方向をあらためて打ち出しています。次の項目のことにはなりますが、ぜひとも避難行動要支援者の個別計画というところでの具体的な避難をご考慮いただきたいと思います。

榎本委員長：他にございますか。ないようでしたら、次に移ります。

（3）第3期健康福祉推進計画骨子（案）について

榎本委員長：次は議件の（3）を議題とします。

＜事務局より資料1、資料4に基づき説明＞

事務局（渡邊）：それでは議件（3）になります。骨子（案）についてお話をさせていただきたいと思
います。先ほど触れました部分については繰り返しになりますが割愛しまして、さらに地
域福祉にかかる部分、今追加でもう一枚資料を現場で配らせていただきました。こちら
も後の説明の中でも若干入れさせていただきたいと思います。骨子（案）資料1をご用意
ください。

ページ進めていただきまして8ページ目9ページ目。先ほど後程の会議で触れさせてい
ただきますということで申しました8ページ目が国の動向になります。前段の第1回9月
の会議でも触れましたが、大きな国のこの5年の間での流れが8ページ矢印で27年か
らということで示してあります。簡単にかいつまんでお話させていただきます。

「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定が平成28年にごさいます、地域共生社会の
実現というものが打ち出されております。

平成29年には、社会福祉法が一部改正されました。ページの下段、枠にて示した第106
条の3にありますように、包括的な支援体制が新たに盛り込まれたほか、更にその下、市
町村地域福祉計画の第107条がございますがこちらに一と五の項目が新たに追加されま
した。

この一部改正を受けまして「地域福祉計画の策定ガイドライン」というものが、初めてし
っかりとした形で国から示されているものとなります。特に大きいものとしては、一「地
域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り
組むべき事項について」ということで、ガイドラインでは約16項目程の内容が示されてお
ります。

そして飛びます。地域共生社会に向けた包括的支援と、下から2段目、地域共生社会に
に向けた包括的支援について最終的な取りまとめということで、断らない相談支援、参加支
援、地域づくりに向けた支援の新たな事業の創設をすべきだという方向性が示されてお
ります。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」というものが、令和
2年今年の6月に公布されております。ここでは、地域福祉の推進について改めて明記さ
れると共に、重層的支援体制の整備事業に関する事項というものが盛り込まれております。

ページが移って、P.9 県の動向「第三次千葉県地域福祉支援計画」につきましては、平成
31年度に、国の法律施行等を受けて中間見直しがされているところです。

そして10ページ以降の現状及び課題については、先ほどの協働推進課の事務局が細か
い数字の部分、お話をかいつまんでいくつかさせていただきました。

飛ばしまして、19ページ目をご覧ください。鴨川市の人口、まだ全体の人口は分析をし
てまた後程載せさせていただきますということ、13ページで将来設計見通しを迎えますと
いうことではありますが、人口が横ばいもしくは微減という状況ではありますが、19ペ
ージ上段の障害者の状況、知的障害者、精神障害者が障害をお持ちの方が精神では40人知
的では36人の増加となっています。障害者数全体ではほぼ横ばいの状況ですが、精神障
害をお持ちの方と知的障害をお持ちの方それぞれ増加という状況となっています。

同じページの下、判断能力に不安を抱える人を取り巻く状況という中で、日常生活自立
支援事業の利用者の推移ということで挙げている数字が、これもまた増加の傾向にありま
す。今回、包含する「成年後見制度利用促進基本計画」に大きく影響する数字の動きかと

いうところです。

24 ページから 27 ページ、ご覧いただければと思います。特に地域福祉の部分を 24、25、26、27 ページということで数字のまとめをさせていただいています。繰り返しになりますが、前回の会議でアドバイス頂戴しましたとおり、年齢により捉える課題・頂戴する意見が大きく違うのではないかという委員からのアドバイスを受けまして、年代別の集計をさせていただいているところが 27 ページの下であります。またお時間を見ていただいでご覧いただければと考えています。

そして 30 ページ 31 ページ。大きく 5 つの課題を挙げさせていただいたところです。特に②孤立化の進行、③多問題を抱える世帯の増加、そういった事柄に対して相談支援体制の強化が必要だということ。ページに移りまして 31 ページ目、④新たな生活様式を踏まえた活動への対応、⑤地域で活躍できる体制づくり、というものを皆様にご意見を賜りながら検討を進めてまいりたいということで考えています。

この課題の部分がここで位置付けられている 3 ページ目の「計画の背景」に繋がってくるかと考えています。

ページを送っていただきまして 32 ページ 33 ページ。そして先ほど資料ということで最後に触れさせていただいた目標像、基本理念についてという 1 枚物の紙も合わせてご覧いただきながらお話を聞いていただければと考えています。

32 ページ計画のコンセプトということで目標像。第 1 期第 2 期、今皆様にご審議お願いしている第 3 期が空欄になっていますが、この第 1 期第 2 期の動きを、そしてこのうちにご審議いただく内容を踏まえてこういった文言・表現を加えていったらどうかというご意見いただければということで重ねてお願いであります。特にその下の基本理念の部分については地域福祉計画部分、健康増進計画部分で、各論 1・2 ということでわかれています。特に今回第 3 期については 2 つの計画が加わることで、そして前段の会議の中でこの先 5 年の間で図を示した包括的支援体制を構築していくという大きなお話もひとつさせていただいたところでもあります。そういった部分も踏まえて、こういったことを、目標像、基本理念の中にこういった言葉、イメージを出来るような言葉があった方がいいのではないかとというようなご意見をいただければと思って考えています。よろしくお願いたします。

榎本委員長：私からお願いしたいことがあります。何年もメッセージを出しているのですが、自治会の加入促進をぜひやってほしいのです。組織が上がって幾つか作ったということで二重丸になっていましたが、実際、加入率はずっと下がっているのです。今あるものを拡大するというのは限界に来ていると思うので、新たな組織作り、メリットがある情報提供が受けられるような組織を、ぜひこの中で検討していただけたらありがたいです。
他にありますか。

高橋委員：33 ページ、「■計画を進めるための視点」の①に、「市民・各種団体・事業者・社会福祉協議会・市がそれぞれ共有し、その実現に向けて実践・行動していくことが大切です」とありますが、それにしては社会福祉協議会の立ち位置が見えてきません。それぞれ地区社協の方たちで一生懸命頑張っていますし、地域の中で活躍して下さっている方がいます。その精神で社会福祉協議会もグレードアップして、その延長上でやっていったらどうなの

か。今の社会福祉協議会は果たしてこれだけのことができているのかと、いつも思うのです。ボランティアの力をどのように引き出していくのかとか、災害があれば社会福祉協議会が窓口を開くとか、いろいろなところでご協力いただいているので、この計画を本当に担保させるためには必要不可欠ではないかと思います。その辺がもっと充実できたら、より良い計画が立つのではないかと思います。

榎本委員長：石井委員、社会福祉協議会はほとんどのところに関与していますが、もう少し広げるには、協働連携の部分でいい方法はありますか。

石井委員：社会福祉協議会の事業の内容が、よく見えないのです。

高橋委員：計画の中で連携してやっていくとありますが、一体となって同等にやっていく割には、市はもっと大きな形で存在しているし、社会福祉協議会はあまりにも小さいのではないかなと思えてならないのです。

榎本委員長：見えづらいところがあるのは事実です。

石井委員：今、小学校区に1つずつ地区社協があります。地区によって特色はありますが、社会福祉法人ですから、会費を集めたりすることはあります。赤い羽根共同募金、歳末助け合いなど仕事をしていますが、それらの動きをするためには、地区社協の会員の人たちが、それぞれの地域でやっているわけです。

例えば、私は今まで主基で地区社協の会長をやっていましたが、地域共生社会の実現ため、隣の顔が見える地域の助け合いを進めなければならないということがあったので、主基地区の社協では、区長を取り込んで事業をやっていて、地区社協の事業に区ごとに取り組むということで進めています。

その中で一番は防災事業部で、区長が出て災害事業部をつくっています。あと、給食サービスということで、昔から1人暮らしの家へ給食を配りながら安否確認をしています。あと、友愛訪問という事業部があり、今は毎年1回廃品回収をやりながら、1人暮らしや高齢者住宅をくまなく回って、安否確認を確実にするということがあります。

もう1つは、困っている人の買い物支援をしようということで、スーパーにお願いして軽自動車を改装して回ってもらったのですが、困っている人がそれほどおらず、集まってもらえなくなり、今のところは良かったということにはなっていません。あと、サロン事業部で、高齢者の引きこもりをなくしようということで、区長を中心に、10人くらいのサポーターでサロンを実施しています。長狭地区は区長制度が確立していて、主基はそういうことができましたが、吉尾、大山はそこまで進んでいません。今はそういう形で区ぐるみで福祉に取り組んでいます。

地域共生社会の実現は、高齢者の詐欺などがはやっているため、顔の見える人が1人暮らしの家に行かなければいけないので、区の人が行く形で進めています。13地区でいろいろ行っていければ一番いいのですが、地区ごとにいろいろな特色があるので、それぞれの活動をしています。中央で必要な会費を集めたりするのは、地区社協でやっています。

榎本委員長：ありがとうございます。長狭地区は自治体の加入率 100%ですが、30%という所もありますし、西条地区でも 40%くらいになっています。入っていない人が多くなってきていて、そういう中でどうやるかということです。

私が、最初に言ったのは、自治会では対応しきれない状況にきているので、新しい福祉の集まりみたいなもの、みんなが関与できて、あまりお金がかからないというイメージの団体ができれば、もう少しいい活動ができるのかなと思います。確かに、なかなか目に見えないところが多いです。やっている所はやっているという感じです。

事務局（鈴木）：先ほどの高橋委員の質問には、社会福祉協議会の機能強化のようなことが出てきたように思われました。ご指摘のとおり、現在の社会福祉協議会が、市と両輪を担いながら民間の代表みたいな形でプラットフォームをつくるには、機能不足の実態はあると考えます。

地域福祉を進めていくには、行政が行政としての役割を果たしながら、併せて、社協がもっと機能を果たさないといけない部分も多いのだろうと思います。この枠組みの中で、社会福祉協議会のほかに市の関係各課が役割として入っている部分が多分にあるのですが、その中で社会福祉協議会が、委託、補助というような形で担っている事業が相当数あることを考えると、今の体制でこれを維持発展させていくのは、非常に難しい部分も正直に言っております。ただ、社会福祉協議会は専門性が育ってきていますので、この専門性を活用しながらという意味では、伸び代もあると思います。

現段階では力不足、今後の伸び代を含めて機能強化をしていく必要があるというところで、特に権利擁護の充実も併せてやっていかないと、地域で生活ができない方が増えていくのではないかと思います。

学童を始めると、その地域で小学生の見守り機能が大きく育ちますし、毎日のように保護者と会ってお子さんの様子も見るので、虐待等の発見という意味でも充実が図られますので、頑張っていきたいと思います。力不足はありますけれども、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

榎本委員長：他にご意見はありますか。

遠坂委員：今日はどこまでやるのでしょうか。

榎本委員長：骨子案です。

遠坂委員：今日、骨子案までを読んで、次回はもう 12 月で、出来上がっている素案を追認するというセレモニ的なものになると思うので、今日議論を尽くさないと、新しい計画に入れる、入れないの検討ができないということで、延長でよろしいでしょうか。

今回、成年後見制度、利用促進基本計画を地域福祉に入れ込んでいただくことが実現に至りつつあることに、感謝申し上げます。

ただ、地域福祉計画の 1 節に成年後見制度の利用促進基本計画を入れ込むのは、かなりボリュームがかかると想定されますし、鴨川市の権利擁護体制づくりの次期 5 か年の出発

点のものを作るためにも、議論をする場がもっと必要ではないかと思います。成年後見制度に関して、今後、例えば分科会のようなものをやる余地があるのか、その場合、この地域福祉計画推進会議でやるのか、また、安房地域権利擁護推進センターの運営委員会とどう関わって作り上げていくのかが見えないので、確認させていただければと思います。

事務局（鈴木）：成年後見制度利用促進基本計画の地域福祉計画の中の位置付けの在り方について、各論としての進め方が適切に内部で協議ができていないのが正直なところです。個別の計画を細かい点まで想定しながら網羅して盛り込むことを想定すると、難しい事柄が多く出てくるのではないかということで、計画の概要、骨子を中心に、鴨川市の方針として盛り込む形を想定しています。遠坂委員がイメージされる細部は、入ってこないかもしれません。

事務局（渡邊）：事務局では、パブリックコメントのあとに第4回目となると、ご協議の場がないということで、第4回目をパブリックコメントの前に行うということでご議論いただく場を1つ増やしてご意見を賜り、そのあとにパブコメと考えています。この先のスケジュールは、前回の資料3のスケジュールから変更させていただく部分が出てくると思いますが、ご理解いただきたいと思います。

遠坂委員：その上で、ここからは、私見を述べると同時に、提案ということでは言わせていただきます。

第5節に成年後見制度利用促進基本計画を入れるということですが、成年後見制度は1つの手段であり、その目的は権利擁護支援体制づくりなのです。そうすると、鴨川市の包括的な権利擁護支援体制は、成年後見制度だけで完結するかというと、非常に厳しいと思います。ですから、ここは成年後見制度が中心の概念になってくるのですが、この第5節が「権利が守られる」というタイトルになっていることを活かし、社協がメインにやっている日常生活自立支援事業も含めて、その他の権利擁護サービスが本当に足りているのかという検討も必要です。例えば、判断能力はあるけれども1人で何かをするには心配だという方については、現状、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業という解釈を広げているいろいろな人を救っており、ぎりぎりのところでやっていると思います。ですから、日常生活自立支援事業の定義をいま一度振り返って、日常生活自立支援事業と成年後見制度だけで権利擁護支援が本当に充実できるのかを議論しながら、方向を検討いただければと思います。

榎本委員長：意見として受け止めたいと思います。権利擁護については、一方的に救済ということではないところもありますので、検討させていただくことになると思います。

他に何かございますか。

鎌田委員：権利擁護イコール成年後見制度みたいになりつつあるところが疑問で、今日は人権や、憲法で言われる基本的人権について調べながらここに来ましたので、遠坂委員のご意見を聞いて、すっとしました。ありがとうございました。

私は、NPO法人で障害者の支援をしています。私どもは、館山市内で障害者のグループホーム、地活Ⅲ型のセンター、相談支援事業所を持っていて、鴨川でも事業をやらせて

いただいておりますが、そういう中で、鴨川らしさとは何だろうと思うのです。

実は、過去に鴨川市内で障害者のグループホームをやろうと思って物件や土地を調べたのですが、このアンケートにもあるように、非常に移動が困難で、物件は構えられるけれど、そこで生活をする人たちが自分らしく外出したり買い物したりする生活のコーディネートに住む彼ら自身でできるかということ、なかなか難しいのです。

片や、館山だともっと柔軟な発想を持ちやすく、例えば、今、商工雇用課と相談しているのが、3軒のグループホームの老朽化が進んでいるので、既存のまちなかにある近所の物件にそれぞれのユニットを引っ越しさせて、それと別に食堂も設け、グループホームの食事をここで提供します。子ども食堂やお一人さま食堂のように安い料金で食事の提供をして、1人で食卓を囲むのが切ない方、さみしい方、どなたでもご利用くださいみたいな食堂、まちなかに向けた食堂ができないかなという発想をしています。なぜか、館山というまちだと、それがイメージできてしまうのです。

ひょっとしたら、交通の便が悪いのが、住んでいる人がまちなかに出て来づらいのが鴨川らしさなのではないか。だとしたら、それを逆手に取って、移動しづらいのでどこの地域よりも移動販売などを進めるのはどうでしょうか。その移動販売も商業ベースなので、売上が少ないと見切ると、ある日突然来なくなります。そうすると、地域に住んでいる障害をお持ちの方は、自分が見捨てられてしまったような、世の中に心配してもらえない、関心を向けてもらえないというふうに、自尊感情を落としてしまうのです。移動販売が分かりやすいように、まちなかのいろいろな所に何曜日の何時にどここの販売車が来るよみたいなものが整備されていたら、それは鴨川らしさ、鴨川の住みやすさ、特性として打ち出せるのではないかと、そういう発想の転換をしていくような計画にできたらいいのではないかと、漠然と思いました。

もう1点、今、障害をお持ちの方の福祉サービスの橋渡しの事業をしている話をしましたが、この事業者が非常に少なく、現在、うちが受けられないので館山市内にある相談支援事業所に新規の依頼をしている状況があります。国保病院で介護保険のケアマネ事業所が予定されているようですが、もし検討の余地があれば、障害者の福祉サービスを橋渡しする事業の実施にも踏み込んでいただくと、市民の方のためになると思います。相談件数が制限なしで持てる事業です。8050問題を抱えている世帯は、成年後見制度の話をするところまで業務がたどり着かない家もあり、今日、全体のお話を伺っていて悪循環を感じましたので、相談支援事業所の設置をご検討いただくと助かります。

榎本委員長：ありがとうございます。多様化する社会ですから、広い視野で考えていく必要があると思います。何かありますか。

事務局（鈴木）：権利擁護の部分は、個々の尊厳を尊重することが、これからの地域福祉の中でとても重要な部分だと思います。そういう意味で、先ほどの権利擁護推進センターは、鴨川市社会福祉協議会のほうに、安房地域全体で取り組もうということで実施していますので、成年後見制度利用促進基本計画を包含してということで、成年後見の部分が増えることも必要かもしれません。広い意味で、市の計画の中では明確に続けていきたいと思っています。

また、障害のサービスを広げていく展開も必要な部分ですので、そこを踏まえた形で計

画を策定していければと思います。

榎本委員長：皆さん方から多様なご意見を頂きまして、ありがとうございました。計画の策定にあたっては、その辺を考慮しながら地域づくりについて実現できるようお願い申し上げます。これを持ちまして議長の席を終わりにさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局：榎本委員長、議事をスムーズに進行いただきありがとうございました。委員の皆様も、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

4. その他

(1) 次回会議について

事務局：次回の会議は、令和2年12月16日（水）午後2時から、場所は、ふれあいセンター2階コミュニティホールとなっております。

5. 閉会

事務局：以上をもちまして、鴨川市地域福祉推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

鴨川市付属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和2年12月16日

署名 鈴木 助市